

# 令和 6 年第 1 回瑞穂市議会臨時会提出議案

開会 令和 6 年 2 月 2 日

## 行政報告

報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償）

## 議 案

議案第 1 号 瑞穂市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償）

公用車による傷害事故につき和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

瑞穂市馬場前畠町3丁目82番地先の交差点において、公用車と相手車両が接触した傷害事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したもの。

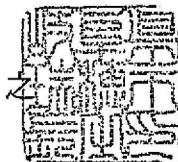
専決第1号

専 決 処 分 書

令和5年6月23日瑞穂市馬場前畠町3丁目82番地先における公用車による傷害事故につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年1月4日

瑞穂市長 森 和



1 相手方

大垣市 [REDACTED]



2 交通事故の概要

令和5年6月23日午後1時20分ごろ、瑞穂市馬場前畠町3丁目82番地先の交差点において、市職員運転の公用車が南側から交差点に進入したところ、西進通行中であった相手方の車両と接触し、相手方が負傷したもの。

3 和解の内容

相手方の治療費等797,379円を支払うものとする。

議案第 1 号

瑞穂市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について  
瑞穂市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提  
出する。

令和 6 年 2 月 2 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

副市長の定数を増員するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1  
61 条第 2 項の規定により、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市副市長の定数を定める条例（平成18年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瑞穂市副市長の定数を定める条例（平成18年瑞穂市条例第30号）新旧対照表	
改正後（案）	現行
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>2人以内</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>1人</u> とする。